

業務仕様書

1 委託業務名

大阪・関西万博開幕100日前キャンペーン業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 業務目的

2025年に開催される大阪・関西万博は、三重の魅力を国内外に発信する絶好の機会であることから、本県においても、関西広域連合が設置する関西パビリオン内に三重県ブースの出展や、会場内にて催事イベントを行う。

令和7年1月3日（金）に大阪・関西万博の開幕100日前を迎えるにあたり、SNS広告及び万博チケットのプレゼント企画を行うことで機運醸成をはかり、会場及び三重県ブースへの来場者を増加させることで、本県の魅力をより多くの人々に発信し、県への誘客を図るものである。

4 業務内容

本業務において受託者は、下記（1）から（7）の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、三重県と十分に協議・調整すること。

（1）広告業務

ア 広告用動画等作成

広告に使用する動画、キャンペーンビジュアルを各1本以上作成すること。

動画等の作成にあたっては、以下の内容に留意すること。

- ・大阪・関西万博に三重県がブースを出展することがわかるようにすること
- ・三重県ブースに行きたいと思わせるような内容とすること
- ・三重県ブースの出展内容を魅力的にPRすること
- ・キャンペーンビジュアルは魅力的なデザインやキャッチコピーを用い、B2サイズのポスターにて使用可能なものを1つ以上作成すること（広告の静止画に使用したものを、トリミング等にて再編集したものでよい）
- ・ターゲット層は日本に在住の満18歳以上かつ、大阪・関西万博への来場が期待できる層とすること

イ 広告の実施

広告媒体を決定し、広告を実施すること。

- ・使用する広告媒体のアカウントを新規作成すること。
- ・広告の総視聴回数を50万回以上確保すること
- ・広告期間は令和6年12月26日（木）から令和7年1月20日（月）までとすること

ウ プレゼント企画業務

プレゼント応募フォームを作成し、広告内URLにて連携させ応募者にプレゼントの配布を行う。

- ・応募フォーム内にてアンケートを作成し、万博への興味、三重県ブース等に行ってみたいか、万博における三重県の取組にて最も期待していること等の意見を調査すること。
- ・プレゼントは大阪・関西万博入場チケット 大人1日券（デジタルチケット）2枚1

組を10セット以上確保すること

※プレゼントの調達に係る費用は受託者の負担とする

- ・応募者の中から、プレゼントの当選者を完全無作為に決定し配布を行うこと
- ・応募フォームから提出のあった情報について、とりまとめを行うこと
- ・プレゼントの当選結果発表は令和7年1月30日（木）までに行うこと
- ・プレゼントの当選結果の発表方法は当選者への連絡（メール等）とすること
- ・プレゼントの配布は令和7年2月中に完了すること

(2) 効果測定

- ・クリック率等の指標を用いて数値目標を設定して業務の成果や課題等について報告すること
- ・広告媒体を複数使用する場合は、各媒体の広告表示回数、応募数を記録すること

(3) その他、企画提案コンペで提案を行った取組にかかる業務

企画提案コンペで提案を行った取組について、実施にかかる経費は契約金額内で行うこと。

(4) 協議、打合せ

業務実施にあたっては、県と連絡を密にとり、情報を共有し、十分に協議を行いながら進めること。また、必要に応じて外部有識者の意見を聴取しながら進めること。本業務に係るミーティング等を開催する際は、議事録の作成を行い県へ提出すること。

(5) 業務実施体制

ア 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

イ 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(6) 納品する成果物等

本業務の終了後、令和7年2月28日（金）までに業務実績に係る報告書を2部提出すること。また、報告書とは別に、制作した動画等をDVD等の電子媒体に収録して提出すること。

ア 報告書記載事項

- ・SNS広告、作成動画、プレゼント、応募情報の概要
- ・業務の効果検証

イ 提出先 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 大阪・関西万博推進プロジェクトチーム

(7) 独自提案

上記(1)から(6)をより効果的に実施し、業務の目的の達成につなげる方策があれば、契約上限額の範囲内で提案すること。

5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、業務受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

6 留意事項

- (1) 本委託で生じるデータの所有権及び著作権については、三重県に帰属する。ただし当該事業で得られた個人情報に含まない。
- (2) 受託者は関係法令に基づき適正に個人情報の管理及び処理を行う。
※受託者は、三重県によるデータ廃棄の要請があった場合、個人情報保護法に基づき遅滞なく指示に従う。
- (3) 本委託で作成する広告媒体のアカウント、応募キャンペーン用HPについて、業務終了後遺棄すると共に、他者から二次利用されないよう留意すること。
- (4) 三重県は、データを県民等に対する広報目的のために、他の媒体で使用する可能性がある。
- (5) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 乙は、本仕様書に基づく作業により知り得た秘密を他に漏らし、また自己の利益のために利用しないこと。個人情報に関する利用等の侵害や漏洩等のないよう十分注意すること。このことは本業務の契約期間終了後においても同様とする。
- (7) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、すべて乙の負担とし、紛争が生じた場合、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (8) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (10) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度三重県と協議すること。